

(別表 2)

受講者は次のいずれかに該当する者

番号	受 講 資 格	実務経験年数
1	技能検定1級及び単一等級合格者（免許職種に係る検定職種の合格者。ただし、単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く）	0
2	大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	短期大学又は高等専門学校卒業者（ " ）	4
4	専門課程の高度職業訓練（養成訓練）修了者（技能照査合格者）	3
5	専門課程の高度職業訓練（養成訓練）修了者	4
6	普通課程の普通職業訓練（養成訓練）修了者（技能照査合格者）	6
7	普通課程の普通職業訓練（養成訓練）修了者（規則別表第2）	7
8	短期課程の普通職業訓練修了者（規則別表第4・700時間以上）	10
9	専修訓練課程の養成訓練修了者	10
10	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
11	旧法の認定職業訓練（3年）労基法技能者養成修了者	7
12	高等学校卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
13	旧法職業訓練・認定職業訓練（2年3,600時間）修了者	8
14	旧法職業訓練（1年1,800時間）・公共職業補導所（1年1,824時間）修了者	10
15	旧総合職業補導所（1年1,824時間）修了者	10
16	家事サービス職業訓練担当者	0
17	特別高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	3
18	特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
19	旧法の高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	6
20	旧法の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
21	旧法の専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注) いずれも免許職種に関する学科、訓練等であること。